

有限会社 明日香ライフケア運営規定

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)

(事業の目的)

第1条 有限会社明日香ライフケア(以下「事業所」という。)において実施する

障害福祉サービス事業の居宅介護(以下「居宅介護」という。)、重度訪問介護(以下「重度訪問介護」という。)、同行援護(以下「同行援護」という。)、行動援護(以下「行動援護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護(以下「居宅介護等」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った障害福祉サービス等の提供を確保することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、通院、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。

- 2 障害福祉サービスの実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な障害福祉サービスの提供ができるよう努めるものとします。
- 3 障害福祉サービス等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとします。
- 4 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、障害福祉サービスを実施するものとします。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 有限会社 明日香ライフケア
- 2 所在地 徳島県名西郡石井町浦庄字下浦339番地3

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。

(2) サービス提供責任者 2.5名以上

・サービス提供責任者は、次の業務を行う。

①利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した障害福祉、重度訪問介護、同行援護、行動援護サービス計画書(以下「居宅介護計画等」という。)を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。

②居宅介護計画等の実施状況の把握を行ない、必要に応じて変更を行います。

③利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。

(3) 従業員 常勤換算 2.5名以上

①居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。

②サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。

(4) 事務職員 1名 (非常勤職員)

介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日は月曜日から金曜日までとする。

ただし、土・日・国民の祝日・年末年始・お盆期間は除く

2 営業時間 午前九時から午後五時までとする。

3 サービス提供時間 午前九時から午後五時までとする。但し延長も可能とする。

ヘルパーの提供時間は、利用者との相談により対応をする

4 上記の営業日・営業時間のほか電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児(身体に障害のある児童・知的障害のある児童)・精神障害者
重度訪問介護	身体障害者・障害児(身体に障害のある児童のみ)
行動援護	知的障害者・精神障害・難病患者等・障害児 ① 障害支援区分が区分3以上 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者
同行援護	視覚障害を有する身体障害者・視覚障害を有する障害児(身体に障害のある児童のみ)

(通常の実業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、徳島市、名西郡、吉野川市、阿波市、板野郡及び提供可能区域とする。

(居宅介護等の手続の説明・同意及び内容)

第8条 事業所は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者がサービスの利用の申込みを行ったときは、利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

2 事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をする。

3 事業所の支給決定を受けた居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護

ア 身体介護

イ 家事援助

ウ 通院等介助

エ 通院等のための乗車又は降車の介助

(2) 重度訪問介護

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における。移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(3) 同行援護

ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援
(代筆・代読を含む)

イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(4) 行動援護に関する内容

ア 利用者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護

イ 外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (4) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言 等

(契約支給量の報告等)

第9条 事業所は、サービスを提供するときは、サービスの内容、利用者に提供することを契約したサービスの量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を利用者の受給者証に記載する。

2 前項の契約支給量の総量は、その利用者の支給量を超えないものとする。

3 事業所は、サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等)

第10条 居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 第7条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護等を行う場合には、それに要した移動費の実費の支払いを利用者及び障害児の保護者から徴収することができる。なお、この場合、事業所の自動車を使用したときは、次の額を徴収することができる。別紙にて料金を提示し了承・同意を得る。

4 前2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

(緊急及び事故発生時における対応)

第11条 事業所の従業者は、サービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

事故発生時の対応についてまた当事業所が利用者に対して提供しましたサービスにより、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、速やかに担当者までお申し出下さい。

(衛生管理対策)

第12条 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに従業者については、年1回、健康診断等を実施する。

(支援事業所及び地域との連携)

第13条 事業所は、事業の実施に際し相談支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供することとする。事業所は、訪問介護事業所の所在する市町村及び町内会との関係を重視して地域活動への参加を行うものとする。

事業所に隣接する建物へのサービス提供を行う際は、同一建物減算を摘要するものとする。

(利益供与の禁止)

第14条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。虐待防止委員会を設置し虐待防止に努める

(1) 虐待防止に関する委員会を設定し責任者および担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表取締役 橘 佐知子
-------------	-------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 虐待防止委員会を年1回以上開催し、従業者に内容を周知します。

(6) 介護相談員を受け入れます。

(7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報をします。

上記(1)～(7)を適切に実施する為の責任者および担当者を設置専任

(身体的拘束等の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

(1) 身体拘束に関する委員会を設定し責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表取締役 橘 佐知子
-------------	-------------

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 身体拘束適正化委員会を年1回以上開催し、従業者に内容を周知します。

(ハラスメント行為の防止について)

第17条 事業者は、利用者及びその家族や事業所または従業員に対するハラスメントに対する対応を行っています。ハラスメントは、本人に自覚がなく行われることが多くあります。健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合、通知の上、契約の解除をすることがあります。

(1) 利用者及びその家族や従業員に対する性的な発言や行動

(2) 暴力や暴言、嫌がらせ、誹謗中傷など理不尽な発言

(電話等の発言も含みます)

(3) 飲酒の強要や違反行為の強要

(4) サービス提供中に職員の写真や動画撮影、録音などを、SNS等への無断掲載

(BCP 業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年 1 回 実施するものとする。
- 3 事業所は、年 1 回業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策に関する事項について)

第 19 条 事業所は、事業所内において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の年 2 回以上開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(秘密保持について（個人情報保護）)

第 20 条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り組みに努めるものとする。

2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。
3. サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

第 21 条

(サービスの終了について)

- (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 15 日前までに文書でお申し出下さい。

ただし、利用者の病変、急な入院ややむを得ない事業がある場合は、予定期間が前日の通知でもこの契約は解約することができます。

- (2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1 か月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・利用者が施設へ入所した場合
- ・利用者の障害支援区分が非該当となった場合
- ・利用者が死亡された場合

(4) その他

①次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が、守秘義務に反した場合
- ・事業者が、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業者が、倒産した場合

②その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解除することができます。

③次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

- ・利用者の利用料等の支払いが、2 か月以上遅延し、利用等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- ・利用者又は家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

(5) その他（サービスの利用にあたっての留意事項）

* 文章による通知の上契約を解除することがあります。

職員業務について

- ・医療行為及び医療補助行為を行うことができません。
- ・各種支払や年金等の管理、預貯金通帳や証書、書類などの預かり行為、利用者様との金銭の貸借など、金銭を取り扱うことはできません。
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者または第三者の生命又は身体保護をする為に緊急やむを得ない場合を除く)
- ・庭の草刈りや花木の水やり、犬の散歩・年末の大掃除、おせち等の調理、家族の食事や洗濯物家族の部屋の掃除など家族に対するサービス提供は行うことができません。

訪問時の職員に対して

- ・訪問時の喫煙はご遠慮ください。
- ・訪問介護員に対しての贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- ・訪問時は、ペットをゲージに入れる、リードに繋ぐなどの配慮をお願いします。体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早い目に担当の介護支援専門員又は弊社担当者までご連絡ください。

*精神疾患等、意思能力に問題がある利用者は、成年後見制度の利用を必要とする場合があります。また、その程度にいたらない利用者也、契約の理解に難がある場合は、家族や地域福祉権利擁護制度の「生活指導員」等の立会を求めることも考えられます。

その他運営に関する重要事項

第21条 事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 事業所は、従業員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 採用時研修採用後 | 1月以内 |
| (2) 虐待防止に関する研修 | 年1回以上 |
| (3) 権利擁護に関する研修 | 年1回 |
| (4) 認知症ケアに関する研修 | 年1回 |
| (5) 介護予防に関する研修 | 年1回 |
| (6) 感染症に関する研修 | 年2回以上 |
| (7) 災害避難・対応に関する研修 | 年1回 |

- 2 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。

- 3 事業所は、利用者に対する各種サービスの提供に関する諸記録を整備し、提供した日から5年間保存する。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社 明日香ライフケア 管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。